

**うっかりミスにご注意**

# 同族会社の留保金課税&判定基準Q&A



平成18年度の税制改正では、同族会社の留保金課税について改正がなされていますが、会社法の影響も受け、判断に迷う部分が増えています。うっかりミスのないよう、内容を確認しておきましょう。

監修士 落合 季裕

**図表1 留保金課税の対象**

配当等の社外流出額	マイナス
法人税・住民税	さらにマイナス
内閣府留保金課税	留保金課税の対象

※参考資料  
◎平成18年1月1日～3月31日

**地銀再編、金利上昇への備えなど**

# 企業実務

9 SEP. 2006 No. 617

**特別記事**

## 銀行取引・資金繰り対策で急ぎたい“次の一手”



**目次**

- うっかりミスにご注意 同族会社の留保金課税&判定基準Q&A
- これまでの労働法制を大転換 新労働契約法が中小企業にもたらすインパクト
- 死活問題ともなりかねない 違法駐車取締りの民間委託に企業はどう対応すべきか

**別冊付録** **重要書類等の紛失・盗難に伴う手続き便箇**



